

横浜市桂台地域ケアプラザ 指定居宅介護支援事業 運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人訪問の家が運営する横浜市桂台地域ケアプラザ（以下「プラザ」という。）で行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

（運営方針）

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とする。
- 2 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 プラザの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 横浜市桂台地域ケアプラザ
- 2 所在地 横浜市栄区桂台中4-5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤兼任 1名
管理者は、業務の管理を一元的に行う。
- 2 主任介護支援専門員 常勤専任 1名以上
主任介護支援専門員は、介護支援専門員に対して相談助言を行なう。
- 3 介護支援専門員 常勤専任 2名以上
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行う。

（業務日及び業務時間）

第5条 プラザの業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- 1 業務日 12月29日から1月3日までを除く毎日。
- 2 業務時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 業務時間外の緊急相談 管理者または管理者補佐が24時間、携帯電話で対応する。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 1 課題の分析について使用する課題分析の方法は居宅サービス計画ガイドライン方式を用いる。また、介護支援専門員1人あたりの標準担当件数を原則として40件とする。また委託を受けた介護予防支援の担当件数との合計を45件未満とし居宅介護支援業務が適正に実施できるよう配慮する。
- 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- 3 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。多様なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。公正中立に居宅サービス計画を作成し、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を説明行う。
 - 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
 - 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
 - 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
 - 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

4 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

5 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、徴収しない。

(事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、横浜市栄区とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

一 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。

二 成年後見制度の利用を支援すること。

三 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

(感染症対策に関する事項)

第 12 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 13 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めるものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月間は研修期間とする。
- 二 定期研修 週 1 回以上。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成12年 9月1日から施行する。

この規程は、平成13年 11月1日から施行する。

この規程は、平成14年 10月1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。

この規程は、平成16年 9月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

この規程は、平成20年 3月1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成21年 5月1日から施行する。

この規程は、平成21年 6月1日から施行する。

この規程は、平成21年 8月1日から施行する。

この規程は、平成21年 10月1日から施行する。

この規程は、平成21年 11月1日から施行する。

この規程は、平成22年 8月1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 5月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 5月1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 5月1日から施行する。

この規程は、平成31年 2月1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 3月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市桂台地域ケアプラザ 居宅介護支援事業所
所在地	横浜市栄区桂台中4-5
事業者指定番号	神奈川県 1473500054号
管理者・連絡先	中野 奈央 TEL 045-897-1111
併設する事業所	横浜市桂台地域ケアプラザ 通所介護事業所
相談を受ける場所	横浜市桂台地域ケアプラザ 相談室

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1 名
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員は、介護支援専門員への教育や研修、並びに地域との連携や行政への働きかけなどを通じて、利用者の支援に必要な基盤づくりを行う。	2 名
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応ずるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	常勤 4 名 (うち専任4名、兼任2名)

3 サービス提供地域

横浜市栄区全域

4 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
12月29日から1月3日までを除く毎日	午前8時30分から午後5時30分まで

8 秘密保持

事業者及び介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。なお、従業員が退職等によって従業員でなくなった後も守秘義務が継続することを雇用契約により取り交わしています。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

9 虐待防止

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	所長 勝呂 朋子
-------------	----------

10 事故発生時の対応

事業者は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故及びその事故に際してとった処置について記録します。利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

11 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

お客様相談窓口	電話番号	045-897-1111
	FAX番号	045-897-1119
	担当者	中野 奈央

- 公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

区の苦情・相談窓口 栄区役所高齢障害支援課	所在地 横浜市栄区桂町303-19 電話番号 045-894-8547
市の苦情相談窓口 はまふくコール 横浜市高齢者施設等苦情相談等受付窓口運営事業	所在地 横浜市中区本町6丁目50-10 電話番号 045-263-8084
国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447

○ 第三者委員

大森 真由美 麦倉 泰子 清水 紀人	栄区在住 地域活動者 関東学院大学 社会学部現代社会学科 教授 公益財団法人かながわ国際交流財団 職員
--------------------------	---

5 サービス内容

- (1) 居宅サービス計画の作成 ※課題分析方法…ケアマネジメントガイドライン
- (2) サービス事業者・関係機関、市町村等への連絡調整
- (3) 居宅サービス計画の実施状況の把握
- (4) 介護保険施設の紹介、その他便宜の供与

6 利用者負担金

- (1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙料金表に記載した料金が発生します。その際は、当事業所から発行したサービス提供証明書を保険者窓口に提出してください。
- (2) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

7 当事業所のサービスの方針等

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しています。
- (3) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう特定の種類のみに偏ることのないよう介護保険サービス、行政サービス、インフォーマルサービス等について説明し、居宅サービス計画の作成を支援します。計画作成の際は公正中立に務め、利用者に居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行います。なお、当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。各サービス等における事業所の選定にあたっては、利用者からの求めに応じ複数の事業所を紹介し、利用者が自ら適切に事業者を選択できる様に情報提供をします。利用者は居宅サービス計画に位置付けた事業所についてその選定理由を求める事ができます。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になる事の予防に資するように十分配慮いたします。利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- (5) 事業の実施にあたり、職員に対する金品の心づけは固くお断りいたします。また、サービス提供時のペットの保護(ゲージ、首輪の使用など)にご協力をお願いいたします。
- (6) 事業所は、介護支援専門員の資的向上を図るための研修、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

ア 採用時研修 採用後3ヶ月間は研修期間とする。 イ 定期研修 週1回以上。

12 夜間連絡体制

- 夜間、24時間連絡体制を確保しています。緊急時は下記にご連絡ください。

夜間緊急対応窓口	電話番号 080-6744-1357 対応時間 午後5時30分～翌日午前8時30分 担当者 管理者および管理者補佐
----------	---

13 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 訪問の家
代表者名	理事長 名里 晴美
本社所在地・電話	〒247-0034 横浜市栄区桂台中4-7 TEL 045-894-4640
業務の概要	生活介護事業所「朋・朋第2・集」の運営 横浜市法人型地域活動ホーム「サポートセンター径・連」の運営 共同生活援助「きゃんばす・はびねす・ふおーぴーす・こむ・からーず・ハイビスカス・とぼす・アレグリア・ひいらぎ・オハナ・ファイン西が丘・ファイン鶴ヶ峰」の運営 相談支援・後見的支援事業「径・さかえ次世代交流ステーション・連相談支援室・旭区障害者後見的支援室絆」 診療所「朋診療所・郷診療所」の運営 横浜市多機能型拠点「郷」の運営 地域ケアプラザの指定管理事業「横浜市根岸地域ケアプラザ・横浜市桂台地域ケアプラザ」の運営 居宅介護事業「さくら草・PAC」の運営 サービスB通所型事業所「花かご」の運営
事業所数	27箇所

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅介護支援事業契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名 横浜市桂台地域ケアプラザ

説明者氏名

居宅介護支援事業契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者

氏 名

代理人又は立会人

氏 名

(続柄)